

## 『北陸大学紀要』査読に関する実施要領

### (目的)

第1条 北陸大学の学術研究の発展を目的として、北陸大学紀要（以下、「紀要」という。）を発行する。

2 紀要の質の向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

### (査読の対象)

第2条 査読の対象となる原稿は、原著論文とする。

2 投稿者が「査読」を希望した投稿論文については、査読の対象とする。

### (査読者)

第3条 紀要編集委員会（以下、「委員会」という。）は、査読者の選定を行う。

2 査読者は、1論文につき原則2名とする。

3 査読者は、原則、学内の近接する研究領域を専攻する者から選定する。学内に適任者がいない場合は、1名に限り学外から選定することができるものとする。

### (査読手続)

第4条 査読者は、第5条及び第6条に従って査読を行い、委員会より原稿を受け取った日から4週間以内に、査読結果を委員会に報告する。

2 委員会は、査読者から提出された査読結果に基づき、投稿論文の採否を決定し、必要に応じて投稿者に修正等の要請を行う。

3 委員会は、査読結果に基づいた投稿者の修正及び意見を検討し、必要があれば再修正を求めることができる。

4 委員会は、論文掲載の可否を決定し、その結果を速やかに投稿者に通知する。

5 掲載可となった論文について、投稿者が委員会に論文を「提出」した日を投稿日とし、委員会が「掲載可」を決定した日を受理日とする。

### (査読要領)

第5条 査読者は、「独創性」「論理性」「信頼性」の観点から、当該論文が紀要掲載に相応しい学術的水準のものであるか否かを総合的に判断し、「掲載可」、「修正の上掲載可」、「掲載不可」のいずれかを『北陸大学紀要』査読票に記入し、委員会に提出する。

2 「掲載不可」、「修正の上掲載可」の評価を下す場合には、査読者は、掲載不可の理由、若しくは修正が必要な箇所及びその理由を明記しなければならない。

3 「修正の上掲載可」とされた論文が修正の上、提出された場合は、必要に応じて査読者の意見も求めたうえで、「掲載可」、「掲載不可」の決定をする。

(審査基準)

第6条 査読者は、論文の審査に当たっては、次の基準に従い該当する各項目5点にて評価する。基準の具体的項目は下記による。なお、論文の種類により該当項目がない場合は、該当なしとする。

(1) 独創性

- ① 主題に関して、新たな知見と見解を提示していること。
- ② 新規な発想、着想に基づく研究で萌芽性があること。
- ③ 主題、内容、手法に独創性があること。
- ④ 社会に重要な問題を提起していること。

(2) 論理性

- ① 論旨の展開が明快であること。
- ② 概念、用語の使用が適切であること。
- ③ 論拠に妥当性があること。

(3) 信頼性

- ① 従来からの研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれていること。
- ② 資料を用いる場合には、その資料に信頼性があること。
- ③ 実験・調査をする場合には、その方法に妥当性があること。

(守秘義務)

第7条 委員会および査読者は、査読を行った論文について口外してはならない。また、査読者の名は投稿者に秘するものとする。

(学外査読者謝礼)

第8条 学外査読者には別途定める謝礼を支払うものとする。

(事務)

第9条 査読に関する事務は、図書館事務課において行う。

(改廃)

第10条 この実施要領の改廃は、図書館委員会の審議による。

附 則

本実施要領は、平成 30 年 5 月 18 日から施行し、平成 30 年 5 月 18 日から適用する。

附 則（2020（令和 2）年 5 月 21 日一部改正 第 2 回図書館委員会）

この実施要領は、2020（令和 2）年 5 月 21 日から施行する。

附 則（2020（令和 2）年 10 月 20 日一部改正 第 6 回図書館委員会）

この実施要領は、2020（令和 2）年 10 月 20 日から施行する。